

2007年12月21日

各 位

株式会社 USEN

本日の一部報道について

本日、一部報道機関において、当社の放送サービスにおける勧誘手法が契約約款違反にあたるとの報道がございました。本件につきましては、以下のとおり訂正させていただきます。

記

本日、総務省より当社 CS デジタル放送サービス「SOUND PLANET」につき、届出契約約款遵守義務に関する行政指導がございましたが、本件は既に発表されているとおり加入金等の取扱いに関し、電気通信役務利用放送法（平成13年法律第85号）第13条第2項の規定に違反しているといった内容であり、一部報道されている「ほとんどが当たり」といったような不適切な勧誘行為があったという事実はございません。

当社の個人宅向け放送サービスは、主に代理店を通じて販売されており、過去において一部の代理店の営業行為について、お客様へのご説明が不十分なため誤解を招きご苦情をいただくことがあったため、当社といたしましては、該当する代理店に対して厳しく指導を行い、現在は既に改善されております。

また、当社の調査においても報道にある「ほとんどが当たり」という事実はなく、この度の当該報道については誠に遺憾に思っております。

当社といたしましては、日頃より法令遵守と顧客サービス向上に努めておりますが、この度はお客様にご心配をおかけしたことを深くお詫び申し上げます。今後もお客様の信頼を得るべく努めてまいりますので、一層のご愛顧をよろしくお願い申し上げます。